

パブリックコメント(市民意見公募)手続きの概要

◇目的

市が政策などを形成するまでの過程における公正性や透明性を向上させるとともに、市民の皆さんの市政への積極的な参画と開かれた市政を推進することを目的としています。【美濃加茂市パブリックコメント手続要綱(平成18年訓令甲第28号)に基づく】

◇対象となる案件

- ①市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- ②市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- ③市の基本的な政策等を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ④上記に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

ただし、次のものは対象案件から除きます。

- ①迅速又は緊急を要するもの
- ②内容が軽微なもの、又は改廃の内容が軽微なもの
- ③市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの
- ④国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ない計画等
- ⑤法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴取を行うもの
- ⑥地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの
- ⑦地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関によってなされた報告、答申等に基づき、実施機関が計画等の策定を行うもの

◇政策などの案の公表方法

市のホームページに掲載するとともに、公表した案を所管する課の窓口(担当課窓口)で閲覧及び配布いたします。

◇意見の提出期限及び提出方法

案などの公表時に意見の提出期間及び提出方法をお知らせします。

提出期間…公表した日から概ね1か月間として、実施機関が定めます。

提出方法…①担当課が指定する場所へ直接提出(担当課窓口)

②担当課宛に意見書を郵便で提出

③電磁的方法による提出(logo フォーム)

◇意見の取り扱い及び公表

提出された意見を考慮して、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要と意見に対する実施機関の考え方(回答)を公表します。公表方法は、政策などの案の公表と同様の方法で行います。

※実施機関とは、市長(公営企業管理者の権限を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

パブリックコメント(市民意見公募)手続きの流れ

